

Information Technology 裁判手続のIT化

東京地方裁判所と東京三弁護士会による模擬裁判の御報告

民事司法改革実現本部事務局次長 高梨 滋雄 (60期)

昨年12月に東京地方裁判所と東京三弁護士会により裁判手続のIT化のための模擬裁判が実施され、当職は、東京弁護士会民事司法改革実現本部事務局次長としてこれに参加した。

そこで、裁判手続のIT化の概略を説明したうえで模擬裁判について報告する。

1 裁判手続のIT化とは

裁判手続のIT化とは、民事訴訟手続をインターネットなどのIT (Information Technology) を活用して実施することをいう。

この裁判手続のIT化の具体的内容は、諸外国の先例に照らせば、①訴状、答弁書、準備書面等の裁判書類及び証拠を電子情報でオンライン提出するe提出 (e-Filing)、②口頭弁論期日、弁論準備手続期日などの裁判手続を当事者等の裁判所への出頭に代えてテレビ会議やウェブ会議を活用して実施するe法廷 (e-Court)、③裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスできるe事件管理 (e-Case Management) に分類することができる。

2 裁判手続のIT化に関する他国の状況

アメリカでは、1990年代前半からe-Filingへの取り組みが始まっており、2002年からは州によって対象事件、システムは異なるが、地方裁判所に対する事件の申立て・書面の提供を電子的に行うことができるようになってきている。

アジアでは、シンガポールが先進的であり1998年からe-Filingへの取り組みがなされており、2013年からはe-Filingだけでなく、裁判所と弁護士間のメール連絡、ビデオ会議など民事訴訟全般が電子化されている (Electronic Litigation System)。韓国では、2011年から民事通常事件についてe-Filingが開始されており、

2015年の時点で約60%の民事訴訟がe-Filing, e-Case Management の訴訟手続によって実施されている。

3 我が国における裁判手続のIT化の現状と今後の方向性

我が国における裁判手続のIT化については、2006年に導入され年間9万件以上が利用されている督促手続オンラインシステムを除いて、先に紹介した他国と比べると進んでいるとは言い難い状況にある。世界銀行の2017年版Doing Businessの「裁判手続の自動化 (IT化)」に関する項目では我が国に厳しい評価がなされている。

そのため、政府の「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)において「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」との方針が定められた。

これを承けて2017年10月に内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」が発表されている。これによれば、我が国の裁判手続のIT化を3つのフェーズに分けて進めていくことが提案されている。まず、《フェーズ1》は、法改正を要することなく現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていく、次に、《フェーズ2》として、関係法令の改正により初めて実現可能となるものの新たな運用について、所要の法整備を行い、制度的実現を図っていく、さらに、最終段階である《フェーズ3》として、関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図り、e-Filingとe-Case Managementを含め、目指すべきIT化を制度・運用の両面で実現させるというものである。



4 今回実施された模擬裁判の内容

今回の模擬裁判は、《フェーズ1》における運用案として実施されたもので、提訴後、訴状、答弁書はワードデータで、証拠はPDFでOneDriveにアップロードして、Skypeを利用した代理人の出頭しないウェブ会議により争点整理のための事実上の打ち合わせを行うというものである。事案は、単独事件の扱いが想定される建物取去、土地明渡請求事件で、ウェブ会議において三者間で争点及びこれに対する追加の主張、立証を確認し、その結果に基づく裁判所の訴訟指揮に従って、OneDriveにアップロードされた訴状、答弁書のワードデータをそれぞれ原告代理人、被告代理人が上書き修正して準備書面とし、認否、争点別の主張を整理した。3回のウェブ会議の実施により、原告代理人、被告代理人が、認否、争点別の主張の整理された準備書面を完成させ、尋問前の和解協議を行ったところで模擬裁判を終了させた。

5 模擬裁判の成果

模擬裁判の成果としては、まず、一番に充実した争点整理と活発な議論が実現できたことが挙げられる。韓国においても裁判手続のIT化の成果として、口頭弁論の実質化が挙げられており、電子情報を利用した争点整理は、経験則上、活発な議論と充実した争点整理に親和的であると考えられる。次にウェブ会議の実施について特別なソフト、設備は不要で、PCと普及している通信ソフトのSkypeで可能であることが確認できたことが挙げられる（写真1）。ただし、後記6で述べる通信環境等の整備はクリアしなければならない問題である。

6 課題

Skypeでウェブ会議を実施しながらOneDrive上の訴訟資料を閲覧するため、モニターが2画面以上必要になった（写真2参照）。また、Skypeの通信速度を維持することが無線LANでは難しい場合もあり、充実

したウェブ会議のためには有線LANを準備することが望ましいことが明らかになった。

7 最後に

今回の模擬裁判は《フェーズ1》における運用案として実施されたものであるが、このような運用方法と決まったわけではなく、今後は、通信ソフトはTeamsを使用することとなり、さまざまな方法で模擬裁判を実施することにより《フェーズ1》における運用を模索していくことが予定されている。

裁判手続のIT化に期待される効果としては、前述した充実した争点整理と活発な議論のほか、例えば、ウェブ会議によって当事者、代理人の裁判所への出頭が不要になるので、裁判所の近隣に法律事務所が密集することが解消され、市民の弁護士へのアクセスがより容易になることを挙げることができる。

裁判手続のIT化は、現在の民事訴訟の運用を当然の前提としてその手段を「紙とFAX」から「電子データとインターネット通信」に換えるだけのものではなく、その目的は国民の裁判を受ける権利の充実を図ることにあることが、これから《フェーズ3》までの裁判手続のIT化を検討するにあたって忘れてはならない視座といえる。

参考文献

- 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—[3つのe]の実現に向けて—」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>
- 杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryu5.pdf>
- 平岡敦「韓国における裁判手続等のIT化進展状況」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryu4.pdf>
- 笠原毅彦「欧州における裁判のICT化」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryu6.pdf>
- 「世界銀行 Doing Business 2017」
<http://www.doingbusiness.org/en/reports/global-reports/doing-business-2017>
- 「未来投資戦略2017」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf